

社說

今年株式會社が全國到る所に設立せられて數萬圓の資本を要する事業は大概株式組織を以て營むの風を成したるは小資本の合同に此上もなく好都合にして我輩は熱心に其發達を希望する者なれども又一方より其會社營業の實際を見れば取締役並は監査役と稱する輩に無能未熟の者ありて内部に腐敗を招き株主に意外の損失を被ひらしむるもの少なからざるが如し近頃兵庫倉庫會社に於ては荷主に對して貨物保管の證書を發行しながら其證書の擔保する可き貨物は倉庫内に現存せざるが爲めに同地の金融市場に意外の破綻を招き今日に至るまで尚ほ落着を見ずと云ふ全く會社の當局者が職務に不熱心にして責任を重んぜざる證據に外ならず唯驚く可きのみ左なきだに目下經濟社會は不景氣なりと云ふ此時に當りて此不始末、その波及する所決して少小ならざる可し倉庫會社の事は既に破裂して救ふ可らずとするも全國無數の諸會社中幸に外面の安全を裝ふも内既に腐敗の惡症を呈したる者も多かる可し前者の破裂もそ好き鑿しめなれ艱難に鑿みて早く自から謀を爲し就中重役監査役の選擇に注意せんみと我輩の吳々も勸告する所なり抑も會社の重役は其社に於て株式の多数を所有し單に財産の一點より云ふも會社の上流に生活する人々なるのみならず其營業は一年の終りに相當の利益を收めて彼等に配當せんと云ふにあれば自から職責の重き所以を認めて眠食の間にも株主の利益を謀る可き筈なるに然るに彼等の平生を見れば漫に奢侈費澤の風を成して外觀の華美を裝ひ下僚の聲を以て自から其風に化せしむるは既に監督の實を誤りたる尙ほ其上に彼等の中には眞面目に自家の本職を守る者少なく其地位を利用して投機に關係するのみか寧ろ投機を本色と心得るが如き輩なきに非ず會社の營業は唯、遣り繰り算段にて世間普通以上の配當を爲して繁昌の體を裝ふの常にして大に積立金を増して會社の基礎を鞏固にするなれど前途の利害を慮る者なれば營業上に多少の困難を招かんには直に配當に差支を生じて通常の配當を爲す能はざるは勿論無配當の失態を呈するは實際に珍らしからざる事例なりと云ふ株主の内には自から投機專門の者もあらん或は敏活に株式を賣買する者もあらんなれども株主必ずしも投機者のみに非ず若貫一偏の資産家は會社に信用を立て株式を世襲財産にする者も少なからず是等の輩は多くは株式の配當に依て一家の生計を營む者なれば會社より受く可う若干の配當は小供の教育費に充つるなれど總て計算して收入を豫期しつゝある際に突然

無配當とありては此上もなき迷惑にして假食
計費を節するなきの不幸を見るのみならん食
社重役の處置が直接に株主の生活に影響を及
ぼすふと斯の如くなりとすれば彼等が責任を負
重んじて職務に盡す可きは當然の事にして今
日の如く放逸無責任に流れて雇々失態を招か
んには安否して資産の保管を託する者なきこと
至る可し殊に監査役は株主に代りて取締役の
行狀を監督する可き者にして本來の性質より云
へば營業上最も大切の職務なるを以て法律上
には何時にも營業の實況を尋問し帳簿その
他の書類若しくは金庫の類までも自由に検査
するの特權を與へて職務の本旨を盡さしめん
とするにも拘はらず實際に監査役に選定せら
るゝ者を見るに多くは無能の人物にして永く
は恩義に束縛せられて唯々之に盲従し毫も監
査の實を盡さざるの常なりと云ふ會社事業に
種々の不始末を呈する其原因は要するに重役の
の輩に不適任の者多き一事にして今日の有様
ならんには内地難居の曉に外人の小資本の爲
めに由々競争を被るるなきの危險あるは勿
論、追々内部の實情にして外國資本家の間に
知れ渡らんには此方に於て如何に彼等の投資
を希望するも到底その効を收め難かる可し昨
今會社の株主などとの間に外資輸入の説はあるは
甚だ喜ぶ可き所なれど彼等にして眞に輸入
の目的を選せんとならば先づ平生より重役の
行狀を監督して其選擇を慎しみ無能と認めた
る輩は頗々と排斥して有力者を擧げ以て會社
營業の面白を一新す可きのみ我輩の希望して
すべし事なり

○總選舉彙報

て投票を買収し之を高價に他に轉賣せんとするの徒なり。本號及第二號第三號は其利益の供給者又は誘導者の何人たるを問はざるの精神なり故に獨り議論候補者の行爲に係る場合のみならず議員候補者以外の者と雖も某と擧げ又擧げしめんとして本號の行爲を爲したる者の行爲も皆之を禁止するの意なり。

而して所謂行爲とは選舉に關するものは悉く之を包含し且苟も金錢物品手形等凡て利益に關するものは悉く其名義の何たるを開ふの必要なし何となれば假分名義は署中見舞又は婚姻証なりと稱すと雖も其の金錢物品手形其物を供與又は受理したる點に就ては其の名義の爲に毫も何等の影響を受けず故に此等にして選舉に關して供與又は誘導せる點あれば悉く本條に屬るものとす。

又間接に金錢物品手形等を供與するとは選舉人に又は選舉運動者の妻子等に對し供與するもの類を指し間接に公私職務を供與せんふと申込みたるの例は選舉人又は選舉運動者の子弟若くは家族等に學校教員町村吏員等の職務を供與せんふと申込み或は會社の事業に話し或は受負仕事等を命ずる如きものを指す而言ふを要せざるなり。

二、酒食遊覽等との方法及名義の何たるを問はず人を饗應接待し又は饗應接待を受けたる者は又は選舉會場若くは投票所に往復する爲め船車馬の類を給し及其の供給を受けたる者又は旅費若くは休泊料の類を代辦し及其の代辦を受けたる者并に此等の約束を爲し又は約束を受けたる者

(解) 本號は前號と異り直接又は間接なる文字を挿入せざるは別に深き意義あるに非ず假令之を挿入せざるも觀劇角力等をして單に饗應とするときは酒食を供與せざる觀劇角力は法の許容する立法の精神を達するに妨げなかるべしと認めたりに過ぎず。

何等の名義を問はずと規定せるは苟も選舉に又接待とは饗應の周旋を爲すの意に非ずして酒食を供與せざるも觀劇角力等をしてする場合をも含ましめるが爲にして單に饗應とするときは酒食を供與せざる觀劇角力は法の許容する例は冠婚葬祭等に託して人を饗應するの類にして遊覽を以て人を接待するの例は酒食を加へたるのみ即ち酒食を以て人を饗應するの例は冠婚葬祭等に託して人を饗應するの類をして遊覽を以て人を接待するの例は酒食を供與すると否とを論せず角船演劇等を觀覽せしめ又は舟遊山行等に託して人を接待するの類を云ふ。

三、選舉人又は其の關係ある社寺學校市町村等に對する用水小作債權寄附等其の他利害の關係を利用し選舉人を誘導したる者及其次の誘導に應じたる者

(解) 本號の規定は第四條第三號の規定と混同せざらんふとを要す即ち本號は單に選舉人に関する利害の關係を利用して人を誘導し及び其の誘導に應じたるに依りて犯罪を構成する雖も第四條第三號に在ては選舉人を威迫したる者たらざるべからず。

選舉人に關係ある社寺學校市町村等に金錢物品等を寄附するの例は市町村社寺學校等に對し其本財産又は雜費修繕費備付品等の名義を以て金錢物品を寄附し以て自己若くは自己の屬する候補者に投票せしめんとするの類を云ふ。要之以上三項の精神は我國目下の狀況に照する